

事務連絡
平成30年12月3日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

検定を受けていない住宅用防災警報器の販売等について

標記の件については、「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」（平成25年3月27日付け消防予第120号、消防危第46号）及び「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成25年3月27日付け消防予第121号）により、新たに検定対象機械器具等に追加されることとなった住宅用防災警報器については、平成31年3月31日までは検定を受けていないものを販売し、又は販売の目的で陳列し、また、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用すること（以下「販売等」という。）が認められることを通知したところです。

つきましては、平成31年4月1日以降は下記1の消防法第21条の9第1項の規定に基づく検定合格の表示が付されていないものの販売等ができなくなることから、住民及び事業者に対して、周知をするとともに、平成31年4月1日以降当該表示が付されていないものの販売等がされている旨の情報を得た場合には、「消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について」（平成22年3月31日付け消防予第156号、消防危第50号）に基づき、消防庁に報告いただきますようお願いいたします。また、自主表示対象機械器具等に追加されたエアゾール式簡易消火具については、既に平成29年4月1日以降、下記2の消防法第21条の16の3第1項の規定に基づく技術上の規格に適合する旨の表示が付されていないものの販売等ができなくなっていますので、住宅用防災警報器と同様に、周知や消防庁への報告をお願いしたいことを念のため申し添えます。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、一般財団法人日本消防設備安全センター及び一般社団法人火災報知機工業会に対しても別添のとおり、依頼していることを申し添えます。

記

- 1 消防法第21条の9第1項の規定に基づく検定合格の表示



- 2 消防法第21条の16の3第1項の規定に基づく技術上の規格に適合する旨の表示



消防庁 予防課
規格係 前原
予防係 柏原
TEL : 03-5253-7523
FAX : 03-5253-7533

別添

事務連絡
平成30年12月3日

一般財団法人日本消防設備安全センター 御中

消防庁予防課

検定を受けていない住宅用防災警報器の販売等について

標記の件については、「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」（平成25年3月27日付消防予第120号、消防危第46号）及び「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成25年3月27日付消防予第121号）により、新たに検定対象機械器具等に追加されることとなった住宅用防災警報器については、平成31年3月31日までは検定を受けていないものを販売し、又は販売の目的で陳列し、また、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用すること（以下「販売等」という。）が認められることを通知したところです。

つきましては、平成31年4月1日以降は下記1の消防法第21条の9第1項の規定に基づく検定合格の表示が付されていないものの販売等ができなくなることから、各都道府県消防設備協会の会員事業者に対して、周知をするとともに、平成31年4月1日以降当該表示が付されていないものの販売等がされている旨の情報を得た場合には、「消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について（依頼）」（平成22年5月11日付け消防予第201号）に基づき、消防庁に報告いただきますようお願いします。また、自主表示対象機械器具等に追加されたエアゾール式簡易消火具については、既に平成29年4月1日以降、下記2の消防法第21条の16の3第1項の規定に基づく技術上の規格に適合する旨の表示が付されていないものの販売等ができなくなっていますので、住宅用防災警報器と同様に、周知や消防庁への報告をお願いしたいことを念のため申し添えます。

なお、各都道府県消防防災主管課、東京消防庁・各指定都市消防本部及び一般社団法人日本火災報知機工業会に対しても別添のとおり、依頼していることを申し添えます。

記

- 1 消防法第21条の9第1項の規定に基づく検定合格の表示



- 2 消防法第21条の16の3第1項の規定に基づく技術上の規格に適合する旨の表示



事務連絡
平成30年12月3日

一般社団法人日本火災報知機工業会 御中

消防庁予防課

検定を受けていない住宅用防災警報器の販売等について

標記の件については、「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」（平成25年3月27日付消防予第120号、消防危第46号）及び「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成25年3月27日付消防予第121号）により、新たに検定対象機械器具等に追加されることとなった住宅用防災警報器については、平成31年3月31日までは検定を受けていないものを販売し、又は販売の目的で陳列し、また、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用すること（以下「販売等」という。）が認められることを通知したところです。

つきましては、平成31年4月1日以降は下記の消防法第21条の9第1項の規定に基づく検定合格の表示が付されていないものの販売等ができなくなることから、会員事業者に対して、周知をするとともに、平成31年4月1日以降当該表示が付されていないものの販売等がされている旨の情報を得た場合には、「消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について（依頼）」（平成22年5月11日付け消防予第201号）に基づき、消防庁に報告いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県消防防災主管課、東京消防庁・各指定都市消防本部及び一般財団法人日本消防設備安全センターに対しても別添のとおり依頼していることを申し添えます。

記

消防法第21条の9第1項の規定に基づく検定合格の表示

